

IV 退職後の医療

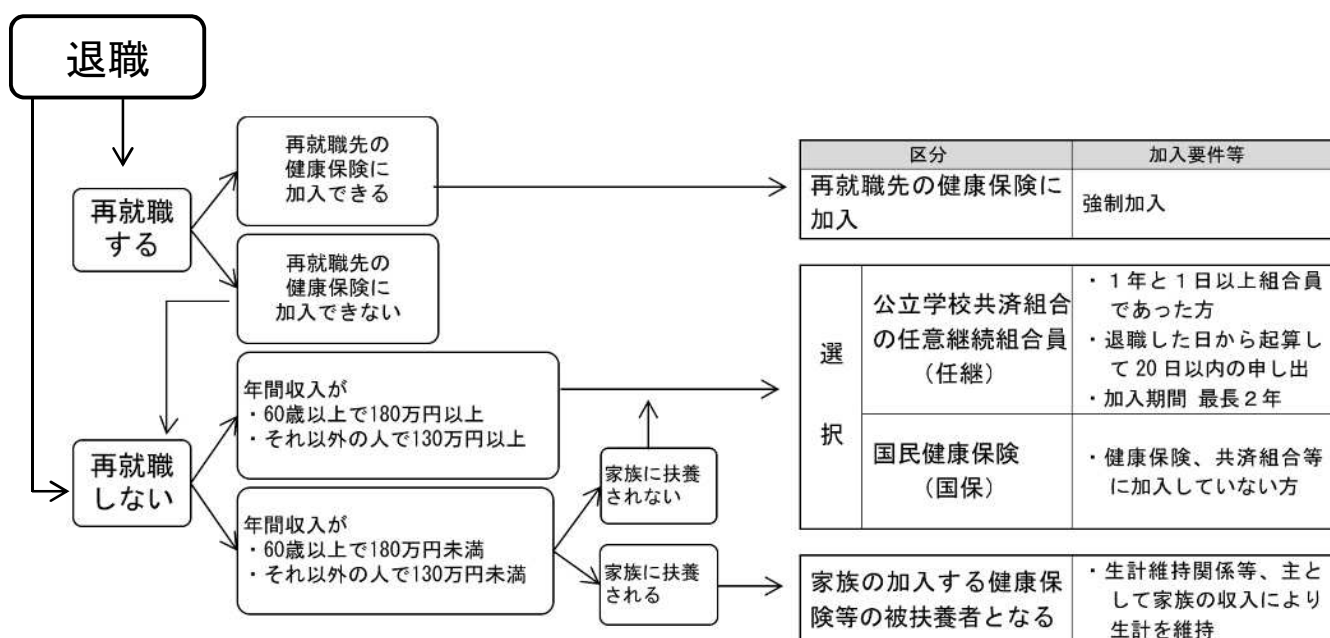
1 退職後の医療保険制度

公立学校共済組合の組合員が退職すると、翌日から組合員の資格を喪失し、在職中の組合員証を使って医療給付を受けることができなくなりますので、現在の組合員証及び被扶養者証は退職時の所属所に返納してください。（任意継続組合員の資格喪失後の組合員証及び被扶養者証は、福利課へ返納してください。）

ただし、再任用職員となる場合で、組合員資格が継続する場合は、引き続き現在の組合員証及び被扶養者証が使えますので、返納の必要はありません。

退職後は、いずれかの医療保険制度に加入しなければなりません、一人ひとり条件が異なりますので、下の表も参考に、十分に御検討の上加入してください。

医療保険制度の加入について



◎ 医療費の自己負担割合は、医療保険制度に関わらず、本人・家族、入院・外来とも全て3割です。

ワンポイントアドバイス ※収入には、公的年金の他、個人年金等も含まれます。

退職後の医療保険制度の選択に当たり、保険料(掛金)や医療費の自己負担額の違いにより、どれが適切か皆さん検討されています。

家族の状況や健康状態等を含め、A～Eさんの例を参考にしてください。

- Aさん 夫が既に国保に加入しているので、夫の国保税と私の任意継続掛金を合わせると国保税の最高限度額 104 万円以上になるから、夫と共に国保に加入するわ。
- Bさん 夫婦共に教職員で同時に退職するけど、妻が4月から無職無収入になるので、私が任意継続組合員に加入し、妻を私の被扶養者にするよ。
- Cさん 定年前に退職して4月から無職無収入になるけど、夫はまだ現職なので夫の被扶養者になるわ。
- Dさん 任意継続組合員になるけれど、2年目は国保に加入しようかな。任意継続掛金は2年目もほぼ同額だけど、国保税は前年の所得に応じて課税されるので負担額が少なくて済みそうだから、来年の確定申告後に市町村に確認して検討するわ。
- Eさん 健康に自信がないので、保険料の負担額より給付の面を考えて任意継続組合員に加入する方を検討するよ。

再任用職員及び臨時的任用職員(常勤講師等)になられる方

2月を超えて任用されることが見込まれない場合

- ・ 組合員資格を取得できません。
- ・ 任意継続組合員、国民健康保険加入又は家族が加入している健康保険の被扶養者のいずれかを選択してください。

2月を超えて任用されることが見込まれる場合

○再任用常時勤務

- ・ 任用の際に、組合員期間が引き続く場合は、公立学校共済組合の組合員として資格があります。
- ・ 引き続かない場合は、退職時に資格喪失、再就職時に資格取得手続きが必要です。

○再任用短時間勤務

- ・ 週 31 時間勤務の方は、短期組合員(短期給付・福祉事業のみ適用)の資格を取得します。
- ・ 4 週 77 時間 30 分勤務の方は、組合員資格を取得できないため、任意継続組合員、国民健康保険加入又は家族が加入している健康保険の被扶養者のいずれかを選択してください。

○臨時的任用職員(常勤講師等)

- ・ 短期組合員(短期給付・福祉事業のみ適用)の資格を取得します。

医療保険制度の概要及び手続等

加入先 種類等	加入資格等	掛金・保険料(税)(注1)	加入手続・添付書類等	医療費の自己 負担額の上限	備考
① 再就職先の健康保険 (全国健康保険協会等)	再就職先に確 認	事業主が半額負担	就職先にて手続き		③の組合員には なれません
② 国民健康保険 一般被保険者	①③④以外の方	市町村で決定 ・令和5年度の最高限度額は1,040,000円 〈福島市の場合〉 (医療分) (A×6.50%) + (19,700円×被保険者数) +18,300円 (後期高齢者支援分) (A×2.60%) + (7,800円×被保険者数) + 7,200円 ※A: 課税対象所得金額 被保険者ごとの前年中(1月～12月まで)の 総所得からそれぞれ基礎控除43万円を引い た金額の合計金額	居住する市町村窓口 ○退職時の所属所発行 の資格喪失証明書 ○印鑑 ※任意継続組合員の資 格喪失後の資格喪失 証明書は福利課が交 付します	80,100円 +(医療費 -267,000円) ×0.01 (注2)	既に家族で加入 している方がい る場合は国保の 保険証
③ 公立学校共済組合 任意継続組合員制度 (2年の加入期間)		くわしくは本文の78ページをご覧ください。		25,000円	
④ 家族の健康保険の被扶 養者となる	所得制限あり (家族の勤務 先に確認)	なし	被保険者が勤務先に おいて行う	①②に同じ	

(注1)40歳から64歳までの人は、医療に係るこの掛金の他に介護保険料を納入する必要があります。(88ページをご覧ください。)

(注2)上位所得者の場合は異なります。(健康保険等については標準月額53万円以上の方。市町村国保については、これと同程度以上の所得がある方。)

医療費の自己負担額の例

※1 か月ごと、1 病院ごと（入院と外来は別）

	任意継続組合員 (任継)	国民健康保険 (国保)
<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 70 万円の場合 窓口負担 3 割 210,000 円 高額療養費 210,000 円 - {80,100 + (700,000-267,000) × 1 %} = 210,000 - 84,430 = <u>125,570 円</u> 一部負担金払戻金 84,430 - 25,000 = 59,430 ≒ 59,400 円 100 円未満切り捨て 最終的な自己負担額は 210,000 - 125,570 = 59,400 = <u>25,030 円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 70 万円の場合 窓口負担 3 割 210,000 円 高額療養費 210,000 円 - {80,100 + (700,000-267,000) × 1 %} = 210,000 - 84,430 = <u>125,570 円</u> 最終的な自己負担額は 210,000 - 125,570 = <u>84,430 円</u> (課税所得額 210 万円超 600 万円以下世帯の場合) (注 1) 	
<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 20 万円の場合 窓口負担 3 割 60,000 円 一部負担金払戻金 60,000 - 25,000 = <u>35,000 円</u> 最終的な自己負担額は 60,000 - 35,000 = <u>25,000 円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 20 万円の場合 窓口負担 3 割 60,000 円 自己負担額は <u>60,000 円</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 3 万円の場合 窓口負担 3 割 9,000 円 自己負担額は <u>9,000 円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 3 万円の場合 窓口負担 3 割 9,000 円 自己負担額は <u>9,000 円</u> 	

(注 1) (課税所得額 600 万円超 901 万円以下世帯の場合)

高額療養費 210,000 円 - {167,400 + (700,000-558,000) × 1 %}
 = 210,000 - 168,820 = 41,180 円
 最終的な自己負担額は 210,000 - 41,180 = 168,820 円

2 任意継続組合員制度

(1) 加入手続等

ア 加入資格…… 退職時まで引き続き1年と1日以上、公立学校共済組合員(公務員共済組合期間は通算)であった方

イ 加入期間…… 最長2年間

ウ 加入手続…… 退職の日から起算して必ず20日以内に「任意継続組合員申出書」(82ページ)を公立学校共済組合福島支部(福利課)に提出し掛金を納入してください。(期限厳守とし、遡及しての申出はできませんので御注意ください。)

4月1日から「任意継続組合員証」を使用したい方は、令和6年2月15日(木)までに(期限厳守)、公立学校共済組合福島支部(福利課)へ申出書を提出してください。なお、以降も申出書の提出は受け付けますが、受付時期によっては任意継続組合員証の発行が4月1日以降になる場合もあることをご承知おきください。

令和6年2月15日(木)までに申し出いただいた方の「任意継続組合員証」(被扶養者証を含む)は、申出書提出後にお送りする振込依頼書による掛金納入確認後、令和6年3月29日(金)以降に各自のご自宅に発送します。

期限内に払い込まない場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなし、資格を取得できません。

※ 「任意継続組合員申出書」を提出後、退職するまでに再就職が決定した等により加入を取り消したい場合は、「任意継続組合員取消申立書」(85ページ)を提出してください。取消事由が生じた場合は速やかに提出願います。

エ 掛金……… 掛金の月額、次に掲げる額のいずれか少ない額に掛金率109.2/1,000(うち介護掛金分16.0/1,000を含む。)を乗じた額です。(令和5年度)

なお、介護掛金は介護保険法第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)が該当になります。

① 退職時の標準報酬の月額

② 公立学校共済組合の「平均標準報酬月額」(令和5年度の場合は410,000円ですが、令和6年度は現在のところ未定)

- オ 納入方法……
- 共済組合の発行する「振込依頼書」により最寄りの東邦銀行本・支店で指定された期限までに払い込んでください。(1年目分)
 - 2年目の振込依頼書は、特に資格喪失申出書の提出がない限り令和7年3月に送付しますので振込依頼書に記載された期日までに払い込んでください。
 - 掛金は、確定申告時に社会保険料控除の対象となりますので振込金受取書を大切に保管してください。
- カ 被扶養者……
- 退職時に被扶養者と認定されており、引き続き被扶養者の要件に該当する方は、退職後も任意継続組合員の被扶養者として継続して認定されます。
- 新たに被扶養者の要件を満たす方が生じたとき、又は就職等により要件を欠いたときは、その都度認定、又は取消の手続きが必要になります。
- なお、新たに被扶養者としたい方がいる場合は、認定前に任意継続掛金が納入されていることが必要となります。
- 認定手続に必要な申告書等を前もって当支部へ提出しておくことも可能ですが、その場合でも掛金納入の確認後に認定・被扶養者証の交付となります。(認定日は被扶養者の要件を満たした日)。
- よって、被扶養者証の交付をお急ぎの場合は振込依頼書が届き次第、早急に掛金を納入願います。
- また、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、該当になった場合は任意継続組合員証等を返納してください。
- キ 記載事項変更 ……
- 本人又は被扶養者の氏名や住所が変更となった場合は、「任意継続組合員証等記載事項変更申告書」(86ページ)を提出してください。

(2) 資格喪失〔任意継続組合員〕

下表①～⑤の要件に該当するときは任意継続組合員の資格を喪失します。②、④、⑤の場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書」(83 ページ)を福利課に提出して資格喪失の手続きをとってください。

なお、資格喪失に伴い掛金の還付が生じる場合は、「任意継続掛金還付請求書」(84 ページ)を資格喪失申出書とともに提出してください。(「資格取得喪失等の提出書類」の表も参照願います。)

資格喪失後は任意継続組合員の組合員証及び被扶養者証は使用できませんので、速やかに福利課まで返納してください。

資格喪失事由	資格喪失日
①任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき	2年を経過した日の翌日
②死亡したとき	死亡した日の翌日
③掛金を納入期限までに納入しなかったとき	納入期限の属する月の翌月の初日
④他の社会保険の被保険者になったとき(再就職)	その保険の資格を取得した日
⑤任意継続組合員でなくなることを希望したとき(国保に加入する、家族の被扶養者になる等)	その申出があった日の属する月の翌月の初日 (例:6月15日に申出→7月1日資格喪失)

[資格取得喪失等の提出書類]

	提出書類	提出先
○ 任意継続組合員に加入するとき	・任意継続組合員申出書	退職時の所属所
○ 任意継続組合員の資格を喪失したとき	・任意継続組合員資格喪失申出(届出)書 ・任意継続組合員証(被扶養者証) ・掛金還付請求書(前納掛金を納入済の期間内に脱退する場合) ただし、有効期限を経過した場合は任意継続組合員証(被扶養者証)のみ	福利課 (短期給付担当)
○ 被扶養者の認定をするとき	・被扶養者認定申告書 ・申告書の裏に記載の添付書類	
○ 被扶養者の取消をするとき	・被扶養者取消申告書 ・被扶養者証 ・申告書の裏に記載の添付書類	
○ 被扶養者が75歳になったとき	・被扶養者証返納書 ・被扶養者証	
○ 住所等が変更になったとき	・任意継続組合員証等記載事項変更申告書	

(3) 任意継続組合員への短期給付の内容

現職の組合員及び被扶養者とほぼ同じ短期給付を受けることができます。

給付事由に該当すると思われるときは、連絡のうえ請求書等を取り寄せて福利課へ請求してください。

なお、自動給付されるものについては、請求の必要はありません。

また、退職すると互助会の会員資格は喪失します。互助会からの医療給付金等の給付はなくなりますので注意してください。

	給付内容	給付額	提出書類
a 医療給付 (療養の給付、一部負担金払戻金)	本人及び被扶養者が病気になったとき 負傷したとき	自己負担額から下記の額と100円未満の端数を差し引いた額 自己負担限度額 25,000円	自動給付 ※組合員証を使用しなかったとき ・医療費、一部負担金払戻請求書 ・領収書 等
b 出産費・ 家族出産費	任意継続組合員中に本人又は被扶養者が出産したとき	本人：500,000円 被扶養者：500,000円 附加金：50,000円	・出産費(同附加金)等請求書 ・領収書の写 等
c 埋葬料・ 家族埋葬料	任意継続組合員中に本人又は被扶養者が死亡したとき	本人：50,000円 被扶養者：50,000円 附加金：25,000円	・埋葬料(同附加金)等請求書 ・埋葬許可証の写 等
d 災害見舞金	任意継続組合員中に非常災害で住居又は家財に1/3以上の損害を受けたとき	法定給付 標準報酬月額 の0.5～3か月 (その損害の程度による)	・災害見舞金請求書 ・罹災証明書 (または被災証明書) ・災害状況報告書 ・間取図 ・写真 等
e 弔慰金・ 家族弔慰金	任意継続組合員中に本人又は被扶養者が非常災害で死亡したとき	本人 標準報酬月額 の1か月分 被扶養者 標準報酬月額 の70/100	・弔慰金等請求書

任意継続組合員 資格喪失申出(届出)書

任意継続組合員氏名 任意継続組合員証番号	※ 共済組合資格喪失日				退職年月日			
	年号	年	月	日	年号	年	月	日
	令和				令和			

下記事由により、任意継続組合員資格喪失の申し出（届出）をいたします。

1. 任意継続組合員でなくなることを希望するため

希望年月日： 令和 年 月 日

理由：

2. 令和 年 月 日 他の組合員又は被保険者等になったため

資格喪失後の加入保険 名称

記号番号

3. 令和 年 月 日 死亡のため

公立学校共済組合福島支部長 様

令和 年 月 日

〒 —
住 所

申出（届出）者 氏 名

続 柄 （ ）

電話番号 — —

1. この申出（届出）書を提出する際は、任意継続組合員証（被扶養者証）を必ず添付してください。

2. 資格喪失事由の2. に該当するときは、資格喪失後の加入保険の被保険者証等の写しを添付してください。

3. 任意継続掛金の還付がある場合は、請求書を併せて提出してください。

4. ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

任意継続掛金還付請求書

任意継続組合員氏名 任意継続組合員証番号	還付請求者 (本人の場合記載不要)	続柄	資格喪失事由		
			1 任意継続組合員でなくなることを希望するため		
			2 他の組合員又は被保険者となったため		
			3 死亡のため		
還付対象となる前納掛金	令和 年 月分から令和 年 月分まで				
還付請求金額	円				
資格喪失年月日	令和 年 月 日				
還付金受取金融機関（県外在住者及び組合員が死亡し遺族等が請求する場合のみ記入）					
金融機関名	銀行	支店	1. 普通 2. 当座	口座番号	
	※ 銀行・支店コード		(フリガナ)		
			口座名義人		
<p>任意継続組合員資格喪失に伴い、上記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合福島支部長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 ー ー</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">還付請求者 氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号 ー ー</p>					

1. この請求書を提出する際は、任意継続組合員資格喪失申出（届出）書と併せて提出してください。
2. ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

任意継続組合員取消申立書

下記事由により、任意継続組合員加入申込を取り消すことを申し立てます。

- 再就職し、引き続き公立学校共済組合福島支部の組合員となるため
 - 再任用（フルタイム）
 - 臨時的任用職員（常勤講師等）
 - 任期付職員

- 再就職し、健康保険に加入するため
 - 再任用（週31時間勤務）
 - 会計年度任用職員（パートタイム）
 - その他

- 国民健康保険に加入するため

- 家族の被扶養者となるため

- その他

※該当箇所に☑すること。

なお、退職後の雇用形態は年金記録等にも関わるため、所属の事務担当者
に確認し、正確に記入すること。

公立学校共済組合福島支部長 様

令和 年 月 日

住 所： _____

氏 名： _____

電 話 番 号： _____

現職時職員番号： _____

最 終 所 属 所： _____

記載事項変更申告書

所属所名	組合員氏名	本人 変更の 有無	変更対象被扶養者の氏名等		申告書提出の理由	
所属コード	組合員証番号		氏名	続柄	1. 氏名変更	ア. 結婚
任意継続		有・無				イ. その他
					2. 現住所変更	
9 9 9 9 9		有・無			3. 氏名・現住所以外の事項変更(訂正)	
					事由発生日	令和 年 月 日
氏 名 変 更 の 場 合						
変更前	(フリガナ)					
変更後	(フリガナ)					
現 住 所 変 更 の 場 合						
郵便番号	変更後の 現住所	住所1	都 道 郡	市 区 町 村	単身赴任の有無	
〒		住所2	府 県			有 ・ 無
—			(上記(市区町村)以降の住所をアパート・マンション等名まで記載すること)			
氏 名 ・ 現 住 所 以 外 の 事 項 変 更 の 場 合						
変更事項		変更前の内容		変更後の内容		
上記のとおり申告します。						
公立学校共済組合福島支部長 様						
令和 年 月 日						
申告者 氏名						
この申告は事実と相違ないものと認めます。						
令和 年 月 日						
電話 (—)						
所属所長 職名						
氏名						

1. 本人の氏名変更の場合は、変更後の氏名で申告してください。
2. 「本人変更の有無」の欄は、組合員本人の氏名、現住所等の変更の有無について、該当するものを○でかこんでください。
3. 郵便番号は、「〇〇〇-〇〇〇〇」形式で記載してください。
4. 現住所に変更がある場合は、変更後の現住所を、「都道府県、市区郡町村、大字、字、番地、アパート名、室番号等」まで詳細に記載してください。
5. 「単身赴任の有無」の欄は、組合員が現住所を変更する場合に、組合員の単身赴任の有無について、該当するものを○でかこんでください。
6. 変更・訂正する組合員証を添付してください。なお、現住所のみの変更の場合は、組合員証を添付する必要はありません。
7. 改姓した場合、改姓が確認できる戸籍抄本等を添付してください。
ただし、(互)結婚祝金の請求に添付した場合は、省略することができます。
8. 改姓した場合は、特定口座「けやき」の名義変更手続きを忘れずに行ってください。
9. 配偶者の現住所変更の場合は、「国民年金被保険者住所変更届」を併せて提出してください。
10. ※印欄は記入しないでください。

※証回収	※確定	※確認	※入力

3 その他の退職後の給付

退職した方が任意継続組合員にならなかったときや、任意継続組合員の資格を喪失したときでも、一定の要件を満たす場合は請求により次の給付金が支給されます。

これらの給付金は、退職(資格喪失)後から給付の対象となる事由が生じるまでの間に、再就職等により他の共済組合員又は健康保険、船員保険の被保険者の資格を取得したときは給付されません。(傷病手当金については、給付期間中であっても他の被保険者の資格を取得した日以降の給付は行われません。)

	給付内容	給付額	提出書類
出産費	退職後 6 か月以内に本人が出産したとき(注)	500,000 円	・ 出産費請求書 ・ 領収書の写 等
傷病手当金	1 年以上組合員であった方が退職した際(任意継続組合員になった場合も含む)に受けていた、又は受けることができた傷病手当金で、退職しなかったとしたら受けられるとき	1 日につき 標準報酬の日額×2/3 支給期間……1 年 6 か月 (結核 3 年) ※ 年金が受給できる場合は、給付の調整があります。 ※ 在職中の支給期間は、上記期間から差し引かれます。	・ 傷病手当金請求書 ・ 療養のため労務に服することができないことに関する医師の証明書 ・ 労務に服することができないことに関する申立書
埋葬料	退職後 3 か月以内に死亡した時(注)	50,000 円	・ 埋葬料請求書 ・ 埋葬許可証の写 等

(注) 任意継続組合員にあつては退職を「任意継続組合員の資格喪失」と読み替えます。

[MEMO] 給付金の支払

給付金は東邦銀行県庁支店の口座に振込みます。

なお、当口座は資格喪失後 1 年間くらいは解約しないでください。

4 介護保険の保険料について

(1) 第1号被保険者(65歳以上)

ア 国民年金、共済年金、厚生年金等同じ方法で年金から天引きし、各々の市町村長に納付になります。

ただし、一定額未満の年金受給者については、各市町村が直接徴収することになります。

イ 保険料は所得により、また、市町村のサービス基準により異なります。

(2) 第2号被保険者(40歳～64歳まで)

ア 医療保険の保険料として一括納付
任意継続組合員 → 共済組合に納入

国民健康保険 → 市町村に納入

全国健康保険協会 → 年金事務所に納入

イ 退職して医療保険が変わった場合

保険料の納め方が異なりますのでそれぞれの医療保険に脱退、加入の手続きが必要です。

ウ 被扶養者は保険料の納入義務はありません。

エ 保険料

(ア)国民健康保険

○ 保険料の算定ルール

各市町村の国民健康保険税(料)の算定ルールにより、所得割、資産割、均等割、平等割で賦課 令和5年度の最高限度額は170,000円

<福島市の場合>

国保税(介護分) $(A \times 2.60\%) + (10,000 \text{円} \times \text{被保険者数}) + 6,200 \text{円}$

(注) A…課税対象所得金額

被保険者ごとの前年中(1月～12月まで)の総所得からそれぞれ基礎控除43万円を引いた金額の合計金額

(イ)被用者医療保険

○ 保険料の算定ルール

各被用者医療保険の保険料の算定ルールにより、被保険者の標準報酬に定率で賦課

退職後医療保険制度Q & A

1 どの医療保険に加入すればよいか

照会内容	回答
退職後はどの医療保険制度に加入すれば良いのでしょうか。	<p>医療保険制度の概要は本文 76 ページをご参照ください。1 人ひとり条件が異なるので、一概にどれが良いとは言えませんから、まず、下記①～⑥によりご自分の状況を確認し、下記「2 家族の扶養者となるには」以降を参考にしてどの保険にするか選択してください。</p> <p>① 何に主眼を置くか(掛金・保険料が安いところ、医療費の自己負担が少ないところまたはその他の給付があるかどうか 等)</p> <p>② 退職後の収入(年金の額、収入なし)</p> <p>③ 本人および被扶養者の健康状態(病気がちで病院の支払が多い、とても健康 等)</p> <p>④ 配偶者の状況(どの健康保険に加入しているのか(するか)保険料の額は 等)</p> <p>⑤ 退職時(又は現在)の標準報酬月額</p> <p>⑥ 共済組合の加入期間は何年間か</p>

2 家族の被扶養者となるには

照会内容	回答
家族(配偶者または子)の被扶養者に認定される要件を教えてください。	<p>被扶養者に認定される要件は以下のとおりです。</p> <p>① 60 歳以上で年間収入が 180 万円未満であること。それ以外の方は年間収入が 130 万円未満であること。</p> <p>② その家族(配偶者又は子)の収入により生計が維持されていること。(詳しい条件等は健康保険ごとに異なりますので確認してください。)</p> <p>※ 家族の被扶養者になれば掛金(保険料)はかかりません。</p>

3 公立学校共済組合の任意継続組合員の掛金等

照会内容	回答
1 共済組合の任意継続組合員に加入した場合の掛金の払込方法について教えてください。	<p>任意継続組合員の掛金は、申出書送付後に振込用紙を送りますので、東邦銀行の本支店窓口でお納めください。</p> <p>払込方法は1年分前納がおすすめです。</p> <p>理由：</p> <p>1 口座振替に対応していないため、毎月払いの場合、毎月銀行窓口に出向く必要があります。<u>1回でも払込が遅れると任意継続組合員資格を喪失するリスクがあります。</u></p> <p>2 前納の場合、月掛金の割引が適用されます。</p>

<p>2 共済組合の任意継続組合員に加入した場合の掛金の額を教えてください。</p>	<p>任意継続組合員の掛金は、次の①～②のうち少ない方の額に109.2/1,000(介護掛金が該当にならない方は93.2/1,000【令和5年度】)を乗じた額です。(本文の78ページのエを参照)</p> <p>① 退職時の標準報酬月額</p> <p>② 共済組合の平均標準報酬月額(令和5年度は410,000円)</p> <p>例1:①で標準報酬月額 360,000 円の場合 $360,000 \text{円} \times 109.2/1,000 \times 12 \text{月} \div 471,744 \text{円(年額)}$</p> <p>例2:②で平均標準報酬月額(令和5年度、410,000円)の場合 $410,000 \text{円} \times 109.2/1,000 \times 12 \text{月} \div 537,264 \text{円(年額)}$</p> <p>※ 公立学校共済組合福島支部のホームページに、「<u>(参考)任意継続掛金一覧表</u>」を掲載しておりますのでご活用ください。</p>
<p>3 私は退職後、任意継続組合員を望んでいます。妻は現在私の被扶養者となっておりますが、間もなく60歳になります。妻はどのようにすれば良いでしょうか。</p>	<p>退職時に被扶養者に認定されており、引き続き被扶養者の要件に該当する場合は、そのまま被扶養者として認定されます。</p> <p>この場合、被扶養者認定の手続きは必要ありません。自動的に継続します。「2 家族の被扶養者となるには」を参照)</p>

4 国民健康保険の保険料

照会内容	回答
<p>1 国民健康保険の保険料の額を教えてください。</p>	<p>国民健康保険の保険料は前年(1月～12月)の収入額で世帯毎に計算します。市町村により計算方法は異なりますが、令和5年度の最高限度額(全国共通)は一世帯870,000円です。(40歳～65歳未満の方は介護保険料170,000円が加算されます。)</p> <p>※ 現在居住の市町村に計算方法を確認し、保険料の試算をしてください。</p> <p>※ 国保の保険料は、退職の年は現役の時の所得により保険料が算定されるので最高限度額となることがありますが、翌年度からは安くなります。</p>
<p>2 私は世帯主で現在、義母の国民健康保険を納めているので、退職後は私も国民健康保険に加入したいと思っています。保険料はどのくらいの額になりますか。</p>	<p>国民健康保険の保険料は前年の収入額で世帯毎(組合員の収入+義母の収入)により計算されますので、1年目は最高限度額に該当すると思われます。</p> <p>$870,000 \text{円} + 170,000 \text{円(介護分)} = 1,040,000 \text{円}$</p> <p>なお、市町村によって計算方法が異なるので、居住の市町村で確認してください。</p>

5 任意継続組合員と国民健康保険との比較

照会内容	回答
<p>1 すでに夫が退職して国民健康保険に加入しています。</p> <p>私が任意継続組合員になった場合と国民健康保険に加入した場合の保険料(掛金)の額はどちらになりますか。</p>	<p>退職者(本人)が60歳とすると</p> <p>① 任意継続の場合(ア+イの額)【令和5年度の平均標準報酬月額で計算(以下同じ)】</p> <p>ア 本人 410,000円×109.2/1,000×12月≒537,264円</p> <p>イ 夫 国民健康保険の保険料〇〇円</p> <p>② 国民健康保険の場合(本人と夫との合計額)</p> <p>その世帯の最高限度額</p> <p>870,000円+170,000円(介護分)=1,040,000円</p> <p>※ どちらが安いかは、夫の国民健康保険料の額によって決まります。ただし、「3 公立学校共済組合の任意継続組合員の掛金等」の2の①が平均標準報酬月額よりも低額の時は、掛金の額はアよりも安くなります。</p>
<p>2 夫婦とも教職員で同時に退職します。</p> <p>この場合、任意継続組合員になった場合と国民健康保険に加入した場合の保険料(掛金)の額はどちらになりますか。</p>	<p>① 任意継続の場合(夫と妻の合計額)</p> <p>537,264円×2人=1,074,528円(前記1ア参考)</p> <p>(平均標準報酬月額で計算)</p> <p>② 国民健康保険の場合(夫と妻の合計額)</p> <p>その世帯の最高限度額870,000円+170,000円(介護分)</p> <p>=1,040,000円</p> <p>※ この場合、①>②で国民健康保険の方が安くなりますが、夫と妻のどちらか一方又は両方の退職時の標準報酬月額が平均標準報酬月額(410,000円)より低額の場合は、①の額よりも安くなります。</p>
<p>3 夫は昨年退職し任意継続組合員で、私は定年退職します。</p> <p>私は任意継続組合員になった場合と国民健康保険に加入するのと保険料はどちらが安いですか。</p>	<p>① 任意継続の場合(夫と妻の合計額)</p> <p>537,264円×2人=1,074,528円(Q1ア参考)</p> <p>② 国民健康保険の場合(夫と妻の合計額)</p> <p>本人1,040,000円(国保の限度額)+夫(任継)537,264円</p> <p>=1,577,264円</p> <p>※ ①<② 任意継続に加入した方が安くなります。</p> <p>ただし、夫がすでに任意継続組合員になっているので、妻はその被扶養者になれば保険料負担がなくなり、夫の任意継続掛金の負担のみとなります。</p>
<p>4 夫婦とも教職員で同時に退職します。</p> <p>私は定年で、妻は定年前で、4月から無職無収入になります。保険料(掛金)が最も安い方法を教えてください。</p>	<p>本人が任意継続組合員に加入し、妻はその被扶養者になった場合が掛金が最も安くなります。</p> <p>任意継続組合員の掛金は、537,264円です。(平均標準報酬月額で計算)</p>

<p>5 任意継続組合員と国民健康保険の医療費について教えてください。</p>	<p>任意継続組合員も国民健康保険も、病院での窓口負担は総医療費の3割です。任意継続組合員の場合は、医療費の窓口負担が25,000円を超えた時に、一部負担金払戻金として給付されますので、最終的な自己負担額の上限は25,000円(100円未満の端数が加算)です。</p> <p>国民健康保険の自己負担額の上限は、 $80,100 + (\text{総医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$ (76ページ、77ページ参照) となります。</p>
---	--